



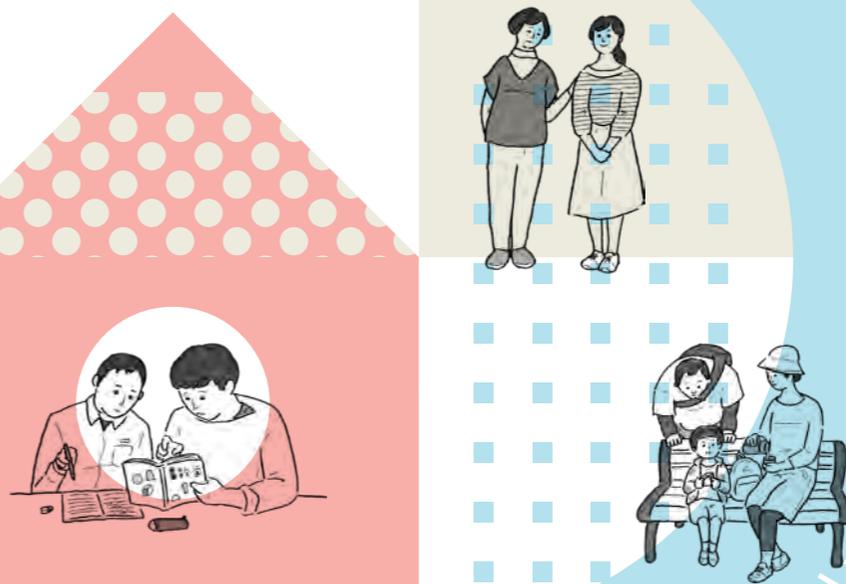
公益財団法人 日本財団
The Nippon Foundation
〒107-8404
東京都港区赤坂1丁目2番2号日本財団ビル



日本財団
子どもたちに家庭をプロジェクト
<http://nf-kodomokatei.jp/>



はじまりの 連絡帳



特別養子縁組家庭と学校をつなぐ コミュニケーションツールとして

子どもが幸せに育つためには、
子どもを支える家族が大きな影響を及ぼします。
一般的に、「家族とは血縁関係にある者を中心として構成される集団」と
認識されますが、特別養子縁組のような血縁に依らない家族もまた、
多様な家族の形のひとつです。

この冊子は、家族と共に子どもの成長を支える学校教育現場の先生方に、
特別養子縁組家庭の姿、そこで育つ子どもの思いを
知っていただくことを目的に作られました。

特別養子縁組家庭の児童・生徒の担任の先生にお読みいただき、
ご家庭と情報共有していただくための
コミュニケーションツールとしてお役立てください。
この冊子が、家族の多様性に対する理解を
深める一助となれば幸いです。

※特別養子縁組家族も一般家庭と同じく法的な親子ですが、
制度説明のために「育ての親」「生みの親」と分けて表記している箇所もあります。

特別養子縁組制度とは

特別養子縁組制度とは 子どもの福祉を目的とした制度

日本には何らかの理由で親と暮らすことができない社会的養護下の子どもが約45000人います。

特別養子縁組とは、子どもの福祉を目的としてつくられた民法に基づく養子縁組制度です。何らかの理由で生みの親が育てることができない、親を必要とする子どもに実親子関係に準じる安定した親子関係を家庭裁判所が成立させます。生みの親との法的親子関係は消滅し、戸籍には実子と同じく「長男」「長女」と記されます。**子どもに「永続的な家族」を提供できることが大きな利点です。**

Memo 2019年の法改正により、子どもの対象年齢は、原則6歳未満から原則15歳未満までに引き上げられました。

普通養子縁組制度や

里親制度との違い

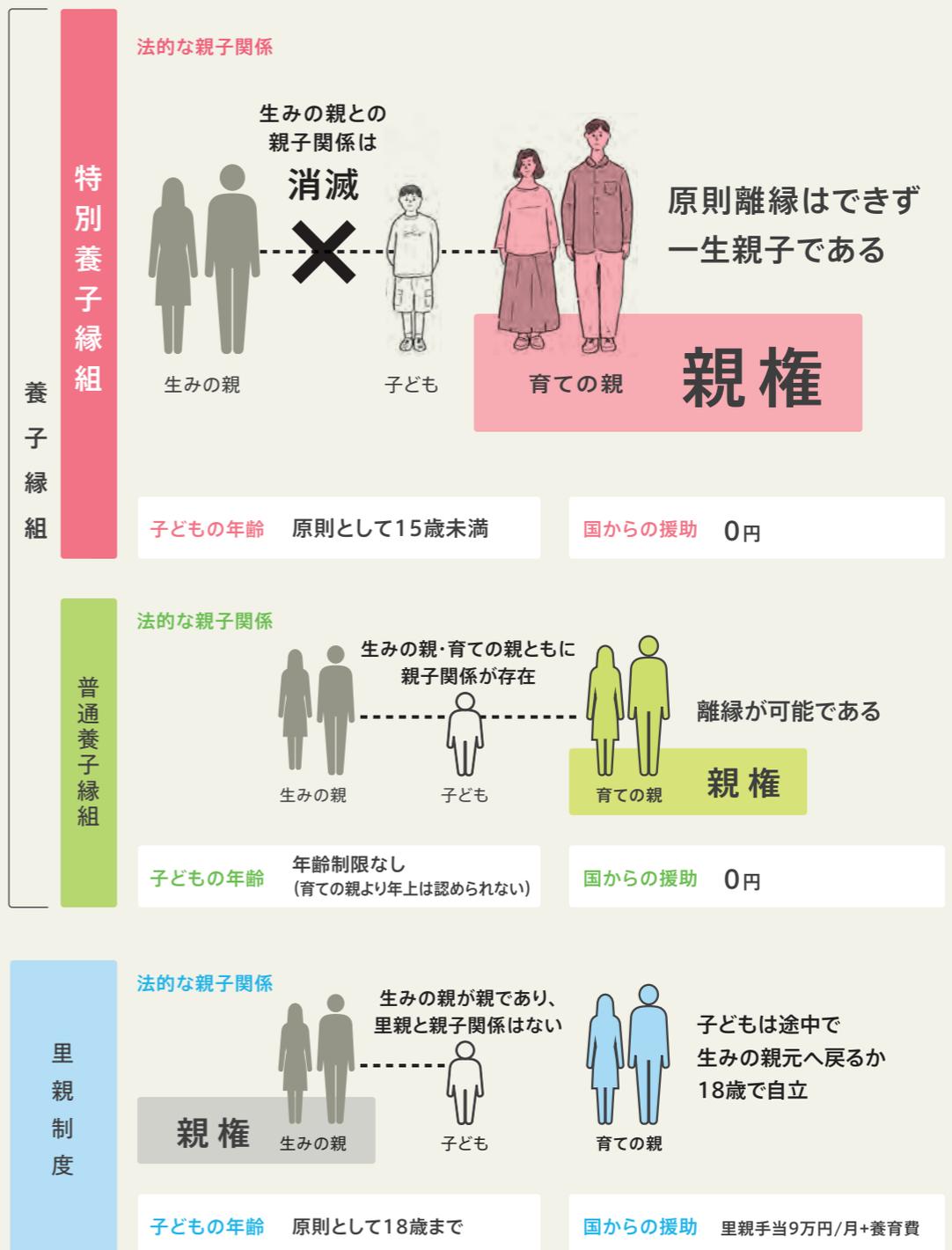
普通養子縁組

養子縁組には特別養子縁組のほか、普通養子縁組（一般養子縁組）があります。普通養子縁組は、親権は育ての親にあります。生みの親との法的親子関係も残ります。

里親制度

「里親制度」は、育てられない親の代わりに一時的に家庭内で子どもを預かって養育する制度で、里親と子どもに法的な親子関係はなく、生みの親が親権者となります。里親には、里親手当や養育費が自治体から支給されます。

養子縁組と里親制度との違い



血縁にかかわらず

養親から愛情を注がれている

特別養子の子どもは、一般の家庭と変わらず、育ての親から格別の愛情を注がれて育てられています。同じ特別養子縁組家庭においては、養子となった年齢や理由、真実告知がいつなされたかなど、事情はそれぞれ異なります。

例えば…

養子となった年齢

15歳未満までの子どもが特別養子縁組の対象となります。

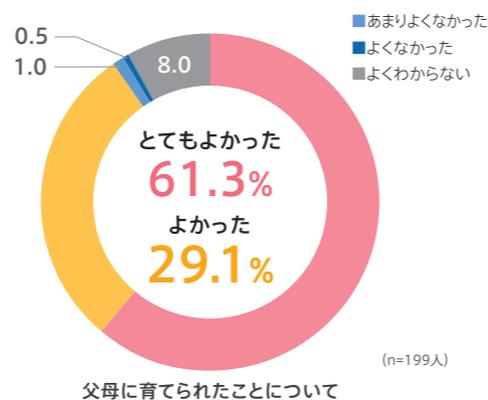
年長児の場合は、里子の期間を経て特別養子縁組をするケースもあります。

養子となった理由

生みの親の死亡や病気、貧困、若年妊娠による育児困難、予期しない妊娠、育児放棄や虐待などさまざまな理由があります。いずれにせよ、生みの親の多くは子どもの幸福を願い、大切に育ててくれる育ての親に託す決断をしている、という心情への理解が求められます。子どもには自身のルーツである生みの親を否定するようなことを言わないのが原則です。

子どもの受け止め方

日本財団が行ったアンケート調査では、9割の子どもが父母に育てられたことを「よかった」と答えており、9割以上の親も子育てを「よかった」と振り返っています。また自分が幸福であると感じている人の割合も一般家庭の子どもより高いという結果も出ています。前向きに受け止める養子が多い一方で、それぞれの性格や環境は異なりますので、成長のある段階に(特に思春期など)葛藤を抱える子どももいます。



真実告知について

真実告知とは、育ての親から子どもに対して、

生みの親ではなく育ての親である事実を告げることです。

時期については育ての親に任せられますが、専門家や支援者からは「3歳までのうちに少しずつ伝える」「1回だけではなく年齢に応じてその都度伝える」とアドバイスされます。

一昔前は真実告知をしないという家庭もありましたが、現在は生い立ちを伝えることが、良好な親子関係をつくるうえで大切であることが周知されています。小学校入学の段階でどこまで伝えられているかは各家庭で異なります。

出自を知る権利

子どもには自らの遺伝的ルーツを知る権利があります。出自を知る権利は、「非配偶者間の生殖補助医療によって生まれた人の権利として保障すべきだ」という認識が世界的に広がっており、「国連子どもの権利保障条約」にも記されています。

養子縁組家庭においても、生い立ちを知る真実告知は、良好な親子関係のためにというだけでなく、子どもの権利という面からも重要です。



ルーツ探し

養子の多くは、育ての親との関係が良好であっても「生みの親のことを知りたい」という思いを抱く時期があります。育ての親が知り得ていることを伝える、判らない場合は関係機関を通して調べるなど、「ルーツ探し」をサポートすることは育ての親の役割でもあります。

生みの親とは法律上の縁は消滅していますが、米国などでは生みの親と育ての親が情報を共有して共に子どもの成長を見守るような形もあります。

子どもが学校生活のなかで 自分の生い立ちを意識するとき

特別養子縁組家族の子どもは、**学校生活のなかでそれを意識するさまざまな機会があります。**

それぞれの成長過程における子どもの受け止め方の例をご紹介します。

幼稚園・保育園

子どもの
受け止め方

他の子どもとの違いを明確に意識することはありませんが、家庭では「お母さんのお腹から生まれたのではないんだよ」と、少しずつ真実告知が始められています。

【こんな場面】

絵本の読み聞かせ 赤ちゃんに関する絵本などで「お母さんのお腹から生まれるのが当たり前？」などの疑問を持つこともあります。

友達との会話 育ての親からの真実告知の内容を「ぼくはそうなんだよ」と、みんなに話すことがあります。



小学校低学年

子どもの
受け止め方

真実告知でどこまで伝えられているかによりますが、周りの子どもとの違いを感じ始めることが多いです。

【こんな場面】

生い立ちの授業 赤ちゃん時代の写真はあっても母子手帳がない、出生体重や出産時のエピソードがわからない、名前の由来がわからないこともあります。

保健資料提出 出生時の健康状態、親族の既往歴などがわからないことがあります。



小学校高学年

子どもの
受け止め方

ほとんどの子が、出生について周りの子どもと異なることを理解しています。

【こんな場面】

二分の一成人式

幼少期の写真や資料の提出に悩むことがあります。また、「生んでくれてありがとう」「生まれてきてくれてありがとう」という感謝の言葉にとまどうこともあります。



中学校

子どもの
受け止め方

特別養子縁組について理解していることが多いですが、「自分とは」というアイデンティティの悩みに、生い立ちのことが複雑に作用することもあります。生みの親に会いたいという気持ちが芽生える時期でもあります。

【こんな場面】

理科の授業

生殖や遺伝についての単元、特に血液型について生物学的な根拠と「この父母からはこの血液型の子が生まれる」という話に違和感を抱くことがあります。血液型は子ども同士で話題になりやすく、返答に困ることもあります。

保健体育の授業

「予期しない妊娠」を防ぐために、避妊や人工妊娠中絶の影響などが語られる際、自らの生い立ちと重ね合わせて葛藤を抱くこともあります。



※すべての子どもに当てはまるわけではありません。

※各家庭によって背景および考え方や受け止め方は異なりますので、具体的な対応については、11～13ページ「先生に知ってほしいこと、お願いしたいこと」をご確認ください。

これまでの調査や取材でお聞きした、学校生活に関する養子・育ての親のこえを抜粋してご紹介します。

成人した子どものこえ

困ったこと

—小学校低学年のとき、「生い立ちの授業があるけれど、別室に行きますか?」と言われたことがありました。先生の気遣いだと思いますが、私は普通に授業を受けても問題ありませんでしたし、親の方は「子どもに直接ではなく親に事前に言ってほしい」と戸惑っていました。

良かったこと

—思春期に自分が養子であることを知り、気持ちが不安定だったとき、当時の担任の先生や学校の友人が親身に相談に乗ってくれました。そのおかげで、いろいろな角度で自分のことを見つめることができました。

学校に望むこと

—授業や行事で特別扱いなく接して下さったことが、かえってありがたいと感じました。あえていろいろ聞かれたくない、気を遣われたくないという人もいます。

育ての親のこえ

困ったこと

—生い立ちの授業や二分の成人式などが、どの学年でいつごろあるのか分からなかったため、心の準備ができず、親子で話し合う時間もとれませんでした。

—卒園写真集に「赤ちゃんの頃の写真を用意してください」と言われましたが、我が家にはそれがなく、他のお子さんの赤ちゃん時代がまぶしく見えました。

良かったこと

—生い立ちの授業で名前の由来を発表する際、生みの親が名前をつけていたが、その点を事前に話し合っ本人が納得する形で発表できました。

学校に望むこと

—特別養子縁組の理解を求めるのではなく、さまざまな家族の形があること知ってほしい。生い立ちや性教育などの授業以外にも、総合的な学習の時間などで「多様性」がテーマになる機会などに話題にしていだければと思います。

—養子であること、出自に関することで友達から何か傷つくことを言われても、子どもはそのことを黙っています。先生方が気づいたら教えて欲しいです。

先生に知ってほしいこと、
お願いしたいこと



先生に知ってほしいこと、お願いしたいこと

先生にお願いしたいこと

.....

校内の他の先生との情報共有

共有希望 ・ 希望しない

この連絡帳については

要返却 ・ 返却不要

「はじまりの連絡帳」の制作にご協力いただいたみなさま

一般社団法人 ヘアホープ

絆の会

特定非営利活動法人 特別養子縁組支援グミの会サポート

認定特定非営利活動法人 環の会

宮内 珠希

(社会福祉法人 二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション 社会福祉士)

高橋 康史

(名古屋市立大学人文社会学部)

「はじまりの連絡帳」の目的

この冊子は、特別養子縁組家庭と学校をつなぐコミュニケーションツールです。担任の先生にお渡しして、対話のきっかけとしていただくことを目的としています。

日本財団では、2016年と2017年に養子縁組家庭に関するアンケート調査を公開していますが、そこでは「養子として育つ子どもの幸福度は一般家庭よりも高い」という分析結果が出ました。一方「嫌な思いをした」という記述もあり、それが学校生活の中で多く起きていることが判りました。

学校の先生方と事前に話し合っておくことで、子どもを傷つけるような場面をできるだけなくし、充実した学校生活をお送りいただければ幸いです。そして、冊子をご活用いただくことで、教育現場の方に特別養子縁組制度の正しい情報を提供し、家族の多様性についての理解を促す一助となることを願っています。

1 使い方の流れ



2 使い方のポイント

- Point** **必要なタイミングにお使いください**
入学・進学したとき、生い立ちの授業などの前、学校で問題が起きたときなど、先生との対話が必要なときにお使いください。
- Point** **アポイントを取ってお渡しください**
先生に冊子を届けるのみではなく、面談をする時間をいただいて直接お渡しし、話し合いをしてください。
- Point** **親子の対話のきっかけとして**
学校や先生に伝えたいことを話し合うことで、親子が向き合うきっかけとしてご活用ください。

3 P11~12 「先生に知ってほしいこと」記入ポイント

- Point** **先生と共有したい情報をお書きください**
ご家庭のことやお子さんの状況など、先生にお伝えしておきたいことを記入して、情報を共有してください。
- Point** **記入項目はすべて埋める必要はありません**
学校や先生に伝えたいことは家庭によって異なりますので、記入項目のすべてを埋める必要はありません。

4 P13 「先生にお願いしたいこと」記入ポイント

- Point** **学校で先生にどう対応してほしいか**
情報の共有を踏まえて、学校の先生に対応してほしいことをお書きください。例えば「生い立ちの授業の前にテーマを教えてください」や「確認したいことは子どもに直接ではなく、保護者にご連絡ください」など、具体的に書くことで伝わりやすいです。
- Point** **返却・共有については事前にお伝えください**
個人情報記載された連絡帳ですので、年度の終わりや卒業時に「要返却」「次の担任に引き継ぐ」「スクールカウンセラーと共有してほしい」などの要望を、事前にお伝えください。
- Point** **この冊子ですべてが解決するとは限りません**
学校や先生の反応には個人差がありますので、この冊子に記入した要望がすべて解決するとは限りません。あくまでコミュニケーションの手段の一つとしてお役立てください。

